

- 1 裁判所への問い合わせ
- 2 手続案内
- 3 成年後見・保佐・補助開始の申立て
 - 申立てできる人
 - 申立て準備
 - 申立後～審判前
 - 後見等開始後
- 4 代理権付与の申立て（保佐・補助）
- 5 監督人
- 6 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金
- 7 後見人等選任後の初回報告
- 8 後見事務
- 9 居住用不動産処分許可の申立て
- 10 特別代理人選任の申立て
- 11 成年後見人選任（辞任）の申立て
- 12 報酬付与の申立て
- 13 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て
- 14 後見終了後の事務，死後事務許可の申立て
- 15 未成年後見人選任の申立て
- 16 未成年後見と養子縁組
- 17 未成年後見人の職務
- 18 任意後見監督人選任の申立て
- 19 任意後見人の職務

1 裁判所への問い合わせ

Q 1 母親に後見等開始の審判の申立てがされたかどうか教えてください。

後見等事件は非公開の手続ですので、申立ての有無についてはお答えできません。

Q 2 父親について後見開始の審判がされ、後見人が選任されたと聞きましたが、それはどこで調べれば分かるのですか。事件番号は誰に聞けばいいのですか。

後見開始の審判が確定すると東京法務局で登記されます。申請の要件を満たせば登記事項証明書を取得できます。手続の詳細は東京法務局又は千葉地方法務局（本局）にお尋ねください。なお、証明書には後見人を選任した裁判所の事件番号も記載されています。

Q 3 成年後見制度を利用していることをどのように確認（証明）したりすることができますか。

成年後見等について登記されている内容は、プライバシー配慮のため一般には公開されていません。

法定後見、任意後見に関する登記については、登記事項を証明する「登記事項証明書」、もしくは登記記録に記載がないことの「登記されていないことの証明書」で確認することができます。交付請求者は限定されており、登記記録に記載されている者、本人の配偶者又は四親等内の親族、職務上必要とする国又は地方公共団体の職員等です。

取引の相手方になるというだけでは、請求することはできません。取引相手が成年後見制度を利用しているかどうか確認したい場合は、その相手に「登記されていないことの証明書」又は「登記事項証明書」の提示を求めることになります。

後見人等はその資格を登記事項証明書により証明できます。また、裁判所の後見人等の選任の審判の謄本及び確定証明書によって資格を証明することもできます。

Q 4 後見人等がきちんと仕事をしていないようです。調査してください。

第三者からの情報提供（通報）として、後見人等の後見事務がきちんと行われているかどうかを調査しますので、後見等が開始された裁判所に対して、本人の氏名、あなたの氏名及び本人とあなたの関係性を教えてください。調査の結果、後見人等の後見事務に問題があれば、後見人等の交代などを検討します。後見等開始した裁判所の調べ方はQ 2の回答のとおりです。

匿名での調査はできません。

2 手続案内

Q 5 成年後見の申立てをすべきか判断がつかないのですが、アドバイスしてもらえますか。

裁判所では申し立てたらいいかどうかの相談に応じることができません。本人の判断能力によっては、社会福祉協議会等が行っている日常生活自立支援事業等を利用できる場合があります。裁判所では、成年後見制度の申立ての手続案内（申立手数料がいくらか、必要な書類は何か等）しかできないため、本人の権利擁護のためにどの制度や事業を利用したらよいかという相談については、最寄りの地域包括支援センターや社会福祉協議会にご相談ください。

成年後見制度についてよく理解した上で、制度利用の必要があると判断した場合には、裁判所にお問い合わせください。申立てについてご案内します。

Q 6 金融機関（保険会社・不動産業者）から後見人を選任してくださいと言われました。成年後見制度についてよくわかりません。どうしたらいいですか。

成年後見制度を含めた権利擁護全般について、最寄りの地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談窓口があります。地域包括支援センターや社会福祉協議会の連絡先についてはこちらを参考にしてください。

法律的な課題がある場合には、法テラスや弁護士会等の法律相談の利用をご検討ください。

成年後見制度についてよく理解した上で、制度利用の必要があると判断した場合には裁判所にお問い合わせください。申立てについてご案内します。一部の地域包括支援センター、社会福祉協議会では申立ての支援を行っているところもあります。

3 成年後見・保佐・補助開始の申立て

* 後見制度については「後見制度について」を参照してください。

* 申立手続については「申立てから後見等業務終了まで」を参照してください。

(申立てできる人)

Q 7 市長が後見等開始申立てをすると聞きましたが、親族以外でも申立てができるのでしょうか。

民法上、申立てできる人は本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官とされています。

しかしながら、身寄りのないお年寄りなど親族がいない場合もあり、福祉を図るため特に必要があると認められるときは、市町村長にも法定後見開始の申立権が与えられています（老人福祉法32条など）。

Q 8 本人の夫も認知症なので、本人の後見人である私（第三者）が本人の代理人として後見開始の審判の申立てをしたいのですが、申立権はありますか。

配偶者には申立権がありますが、これが後見人の代理権限に含まれるとすることには疑義があるため、配偶者の後見人（法定代理人）として申し立てることはできません。

Q 9 後見相当と診断された本人でも後見開始の審判の申立てができるでしょうか。

申立てに必要な意思能力を備えているものと認められた場合は、申立てをすることができますが、裁判所がそのような意思能力はないと判断した場合は、申立てが却下されることになります。

（申立て準備）

Q 10 申立書をダウンロードできません。申立書セットを送付してもらうことはできますか。

成年後見等開始、任意後見監督人選任、未成年後見選任の申立てに必要な書類は郵便でも取り寄せることが出来る庁もありますので、申立てする家庭裁判所までお問合せください。申立てする家庭裁判所の一覧は[こちら](#)です。

なお、千葉家庭裁判所本庁の場合は以下の①から③のとおりです。

①メモ用紙等に「ご自身の氏名」、「電話番号」、「どの申立書類が必要か」を記載してください。

②A4サイズの書類が入る返信用封筒に返送先の住所と宛名を記入してください。レターパックでも可能です。

③成年後見・保佐・補助の開始申立書等は390円分、任意後見監督人選任申立書等は210円分、未成年後見人選任申立書等は210円分の郵便切手を上記②の返信用封筒に貼ってください（レターパックの場合、郵便切手は不要です。）。

上記の①②③を送付してください。返信用封筒（レターパック）を使用して郵送します。

Q 1 1 本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合はどうしたらよいでしょうか。

申立ての段階では、診断書を参考にして、該当する類型の申立てをすることで差し支えありません。鑑定において、申立ての類型と異なる結果が出た場合には、家庭裁判所からその旨を連絡します。その場合は、申立ての趣旨変更という手続を検討していただくことになります。

Q 1 2 医師の診断書は保佐相当となっておりますが、親族としては後見が相当だと思っております。後見開始の審判の申立てをしてもいいですか。

そのような申立てをすることはできますが、裁判官が本人につき後見を開始することができるかどうかを判断するために、本人の能力について鑑定が必要となる場合があります。

Q 1 3 補助開始の審判を申し立てる場合に本人の同意が必要なのはどうしてですか。

補助の対象となる方は、精神上的障害の程度が軽く、不動産の売買なども単独で行うことが可能な判断能力を有しています。本人の利益のために、特定の法律行為について補助人に同意権や代理権を与えるにすぎず、成年被後見人や被保佐人に比べると減退の程度は軽度であるため、本人以外の者による補助開始の審判は、本人の意思を尊重すべく本人の同意がなければできないことになっています。

なお、同意は審判の要件ですので、補助開始の審判申立ての時点ではなく、後日家庭裁判所が審判する時に必要になります。

Q 1 4 私は補助人ですが、補助が開始している本人の認知症が進行したため、後見人を選任する必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。

後見開始の審判の申立てをしてください。具体的な手続については、裁判所の担当者にお問い合わせください。

Q 1 5 本人は日本国籍ですが、外国に在住しています。日本での申立てはできますか。

申立てはできます。成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき方が日本に住居若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の申立てをすることができます（法の適用に関する通則法5条）。もっとも、外国にいる者を鑑定人に指定して鑑定を実施することや、家裁調査官を外国に派遣して調査することは、日本の裁判権の外国における行使と考えられるため困難です。鑑定や調査等のために、本人に来日していただく必要がある場合もあります。

Q 1 6 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。

原則として、本人の配偶者及び子の意見書を提出してください。本人に子がいない場合は、本人の親や兄弟姉妹などの推定相続人の意見書を提出してください。意見書を取得できない理由がある場合には、その旨を申立事情説明書に記載してください。

Q 1 7 後見開始の審判の申立てと同時に居住用不動産処分許可の申立てはできますか。

後見開始の審判がされるかどうか不明ですので、この段階では申立てできません。

(申立て後～審判前)

Q 1 8 申立書提出後、裁判所で申立人に対する面接が行われると聞きました。面接には誰が行かなければならないのですか。何を聞かれるのですか。

来庁していただく方は、申立人と後見人等候補者です。その他、申立ての類型が保佐、補助の場合には、原則として本人にも来庁していただくこととなります。面接では、申立人からは、本人の状態や申立てに至る事情など、候補者からは欠格事由の有無や後見人等としての適格性に関する事情、後見等の事務に関する方針をうかがいます。本人からは申立ての内容などについてご意見をうかがい、あわせて代理権、同意権付与の申立てがある場合には、その申立てに関する本人の意向を確認します。

Q 1 9 私は申立人であり、後見人候補者です。どのくらいで審判が出ますか。

事案ごとに審理期間が異なりますが、候補者の適格性に問題がなく、弁護士などの専門職関与の必要性がない事案については、概ね1か月以内に審判が出ています。

鑑定を実施する場合には、半年以上かかることもあります。

なお、審判書謄本が後見人等候補者に届いてから2週間（不服申立て期間）が経過すると審判が確定し、後見人等は仕事を開始します。

Q 2 0 申立人が推薦した後見人等候補者以外の方が後見人等に選任されたり、監督人が選任されたりすることに不満があるため、申立てを取り下げたいのですが、可能ですか。

取下げについては家庭裁判所の許可が必要となりますが、後見人等の選任に関する不満を理由とした取下げは、本人の利益に配慮して、許可されない可能性が高いと考えられます。なお、審判後は、申立ての取下げはできません。

Q 2 1 後見等開始の審判の手続は、本人の親族にも何も知らせずに進むのですか。

後見等事件は非公開の手続ですので、原則として親族にも知らせずに審理します。ただし、裁判所が必要と判断した場合には、親族の意向を確認するために照会することがあります。

Q 2 2 裁判所は意見書の提出がない親族に照会書を送付することがあるのですか。

裁判所が審理のため必要と判断した場合には送付します。

(後見等開始後)

Q 2 3 後見人が決まったら、裁判所からどのような連絡があるのですか。

審判の結果は申立人、本人、後見人等に書面で郵送されます。本人の親族への連絡はありません。

Q 2 4 後見人等には、必ず候補者が選任されるのですか。

裁判所では、申立書に記載された後見人等の候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、本人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の方(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律または福祉に関する法人など)を後見人等に選任することがあります。

なお、後見人等の選任に関する判断については、不服の申立てはできません。

また、次の人は後見人等になることができません。

(欠格事由)

- (1) 未成年者
- (2) 後見人等を解任された人
- (3) 過去に破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者または親子
- (5) 行方不明である人

Q 2 5 後見人等に候補者以外の方が選任されたり、監督人が選任されたりするのはどのような場合ですか。

親族間に意見の対立がある場合や、候補者に後見人等の適格性がない場合には、候補者以外の方を後見人等に選任する場合があります。また、本人が抱えている課題やニーズが専門的な場合には監督人を選任する可能性があります。

Q 2 6 第三者の専門職が後見人等になることがあると聞きました。裁判所はどんな方法で専門職を探しているのですか。

裁判所がこれまでの受任実績等に鑑みて個別に依頼する場合と、専門職の各団体に対し、後見人として適性のある者の推薦を依頼する場合があります。

Q 2 7 後見人等の選任には、親族の意見は反映されないのですか。

意見をお聴きした場合には参考にしますが、そのとおりに判断されるとは限りません。

Q 2 8 親族の私以外に第三者の専門職も後見人として選任され、担当する事務を二人で分掌するという審判がされました。分掌とは何でしょうか。

複数の後見人等が、後見人等の仕事を分けて担当することです。一方の後見人が本人の財産管理を担当し、他方の後見人が本人の身上監護を担当する場合等が考えられます。

Q 2 9 母の後見人と名乗る方が来て、私が管理している母の通帳を引き渡すように言われました。私は母に頼まれて十何年間も管理してきましたが、後見人に引き渡さなければならないのですか。

後見人には正当な権限がありますので引き渡してください。なお、後見人の身分については、登記事項証明書等で確認してください。

4 代理権付与の申立て（保佐・補助）

Q 3 0 保佐開始の審判と代理権の付与の申立てを予定していますが、具体的にどのような代理権が必要なのか判断がつきません。すべての行為について認めてもらえませんか。

代理権付与の必要性は最終的には裁判所で判断しますが、本人の財産状況からみて代理権付与の必要性がほとんど認められない行為についてまで代理権を付与することは相当ではありません。

Q 3 1 将来に備えてできるだけ広範囲の代理権を設定することはできますか。

審判の時点で必要性、相当性のない代理権は付与できません。将来のことをすべて予測するのは困難ですが、申立ての段階でほとんど必要性を認められないものについてまで代理権を付与することは相当ではありません。

Q 3 2 本人が同意しないと代理権が付与されないのですか。

本人以外の方が代理権付与の申立てをした場合は、本人の同意が必要です。

Q 3 3 保佐人に選任された後で事情が変わり、付与された代理権では対応しきれなくなりました。代理権の追加の申立てはできますか。その場合、再度本人に調査するのですか。

代理権を追加する必要がある行為について、保佐人から代理権付与の申立てができます。代理権の付与には本人の同意が必要ですので、多くの場合、家庭裁判所調査官が本人と面接をして確認しています。ただし、本人の同意書が提出されている場合は、裁判官の判断により、本人調査を省略することがあります。

5 監督人

Q 3 4 監督人にはどんな人がなるのですか。

弁護士や司法書士などの専門職で、裁判所が適当と認めた人が選任されます。

Q 3 5 監督人は何をしてくれるのですか。

監督人は、その名の通り後見人が行う事務を監督することが仕事です。また、どのように監督するかについては監督人の裁量に委ねられていますが、一般的には、3～4か月に1回程度、財産や収支の状況を中心とした後見等事務について確認をするために報告を求められることが多いと思われます。また、監督人は通常弁護士や司法書士等の法律専門家が選任されることになるため、後見等事務をする上で困ったことや分からないことがあれば、随時相談することができます。さらに、遺産分割等の利益相反行為がある場合には、監督人が選任されていなければ特別代理人を選任する必要がありますが、監督人が選任されていれば、監督人が本人に代わってそのような行為をすることになります。

Q 3 6 後見開始当初には監督人は選任されなかったのに、なぜ途中から監督人が選任されることになったのですか。

監督人は、裁判所が必要と判断したときに職権で選任することができます。したがって、裁判所が本人の財産状況や後見事務の処理状況等から必要があると判断して監督人を選任したということになります。

6 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金

* 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金制度については「本人の財産の額や種類が多い場合」を参照してください。

Q 3 7 どのような場合に、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用することになっているのですか。

千葉家庭裁判所においては、これから後見開始の審判がされる事件では、多額の流動資産がある場合について、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用についての検討を求めることとしています。ただし、全ての事件について後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用の検討を求めているわけではなく、例えば、後見事務に専門的な知識を要するなど専門職による継続的な関与が必要な場合や、本人の財産に株式等の信託できない財産が多く含まれる場合などは、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用についての検討を求めることなく、監督人を選任することがあります。

Q 3 8 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は、裁判所から検討を求められたら必ず利用しなければならないのですか。

必ず利用しなければならないものではありません。ただし、利用しない場合には、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断によって監督人が選任されることがあります。

Q 3 9 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用する場合は、どれくらいのお金がかかりますか。

本人の財産から、信託契約の締結や支援預貯金の口座開設に関与した専門職後見人（信託等後見人）に対する報酬を支払っていただく必要があります。信託等後見人に対する報酬は、裁判所が、信託等後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等いろいろな事情を考慮して決めます。なお、後見制度支援信託を利用した場合、利用する信託銀行等や信託額によっては、本人の財産から、信託契約締結時に管理報酬を支払う必要があります。また、後見制度支援預貯金を利用した場合、口座開設の際に手数料がかかる場合もあります。

Q 4 0 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を積極的に希望したわけでもないのに、本人の財産から信託等後見人への報酬や信託銀行等に対する管理報酬を支払わなければならないのですか。

本人につき後見が開始される以上、裁判所は、本人の財産の適切な管理・利用のための措置を講じる必要があります。そのために一定の費用がかかる場合もあることはご理解ください。なお、後見人の報酬については、本人の財産から支払うことが法律で定められています（民法862条）。

Q 4 1 信託等後見人に委ねることなく、親族後見人が自分で信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることはできないのですか。

信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりするに当たっては、弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託等の利用の適否の判断、利用する金融機関の選択、信託財産額・預入額や定期交付金額の設定等をする必要があります。したがって、原則として、親族後見人ではなく、選任された専門職後見人が信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることとしています。

Q 4 2 信託契約締結後や支援預貯金口座開設後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいのですか。

払戻しのため指示書が必要になります。そのような場合は、裁判所にご連絡ください。

7 後見人等選任後の初回報告

Q 4 3 初回報告が提出期限までに間に合いそうにないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

提出期限は厳守してください。ただし、特別な事情がある場合には、提出期限までに、遅延の理由及びいつまでに報告できるかを裁判所に連絡してください。

Q 4 4 本人がお金にうるさく、後見人である私に対して通帳を引き渡してくれませんか。どのように後見事務報告をすればよいのでしょうか。また、今後どのように財産管理をしていけばよいのでしょうか。

本人に丁寧に説明した上で、それでも難しい場合には、金融機関に対して残高照会、履歴照会、通帳再発行等の手続をとることも考えられます。なお、そのような

手続のために期限内の報告書の提出が間に合わない場合にも、事前に裁判所に連絡をしてください。

Q 4 5 私は後見人になりましたが、まだ初回報告をしていません。明日にでも生命保険金を受領したり、本人の不動産を売却したいのですがよろしいですか。

最初の財産目録を裁判所に作成・提出するまでは、急迫の必要がある行為しかできません（民法 854 条， 853 条）。急がなければならない事情がある場合は、裁判所にご連絡ください。

8 後見人等の事務

Q 4 6 定期報告の際に裁判所に提出しなかった 10 万円以下の領収証等は、いつまで保管しておけばいいのでしょうか。

念のため、次の定期報告の時期までは保管しておいてください。

Q 4 7 本人が所有する自宅の浴室の老朽化がひどく、改修工事をしたいと思いますが、本人の預金から支出できますか。

本人の所有不動産を修繕することは、本人の財産を保存する行為にあたるため、後見人の裁量で判断していただいても構いませんが、修繕費用が 10 万円を超える場合には、定期報告の際に臨時支出の報告及び裏付けとなる資料を提出してください（ただし、定期報告前に既に提出済みの場合には、定期報告時に重ねて提出する必要はありません。）。修繕費用が多額で裁量判断に迷う場合には、事前に連絡票等を提出して裁判所に相談してください。

Q 4 8 私は後見人で、本人の妻ですが、二人の生活費を本人の預金から支出できますか。

本人にあなたを扶養する義務がある場合（あなたに収入や財産がなかったり少なかったりする場合など）や、夫婦の協力の下でその預金形成されたような場合（夫婦の収入を本人の預金口座にまとめて貯蓄していたような場合など）には、社会通念上相当な生活費を支出することができます。

Q 4 9 本人の生活費を後見人が立て替えていました。後見人の判断で立替金の精算をしてよいのでしょうか。

少額の場合は後見人の裁量で判断していただいても構いませんが、定期報告の際に立替金の報告及び裏付けとなる資料を提出してください（ただし、定期報告前に既に提出済みの場合には、定期報告時に重ねて提出する必要はありません。）。多額

であったり、裏付資料が存在しなかったり、精算の可否について判断に迷ったりした場合には、精算する前に連絡票等を提出して裁判所に相談してください。

Q50 本人は毎年孫に20万円ずつ贈与してきましたが、これからも継続して贈与してよいのでしょうか。

後見人が、贈与を継続することが本人の意思に沿うものであり、本人の財産状況や他の親族の心情等に照らしても問題ないと判断した場合は、後見人の判断で贈与を継続して差し支えありません。その場合は、定期報告の際に贈与の事実についても報告してください。贈与を継続することが相当か否かについて判断に迷う場合には、事前に連絡票等を提出して裁判所に相談してください。

Q51 私は後見人ですが、本人の預貯金に余裕がないので、MRFとMMFを解約しようと思います。事前に裁判所の承認が必要でしょうか。

MRFやMMFの解約、株の売却などについては、裁判所の承認は必要ありません。解約等により得た金銭は、本人の口座に入金して、次回の定期報告のときまでに報告してください。また、それによって本人の預貯金額が大幅に増加したような場合は、その時点で連絡票等にて裁判所に報告してください。

Q52 父について後見が開始しましたが、その父が悪い人にだまされて婚姻したり、養子縁組をしたりしようとしています。後見人が父の代理人として婚姻や養子縁組の手続を止めることはできますか。

婚姻や養子縁組などの身分の取得・形成に関する行為について、後見人には代理権がありませんので、手続を止めることはできません。必要があれば、専門家にご相談ください。

Q53 私は保佐人（補助人）です。これから契約を締結しようと考えています。しかし、契約内容が、代理行為目録に記載された事項に該当するのかが疑問があります。当該契約が代理行為目録に記載された事項に含まれるかどうか教えてください。

裁判所ではお答えできません。当該契約の相手方からそのような疑問が示された場合には、代理権付与の追加申立てを検討してください。

Q54 私は本人の子どもですが、後見人の財産管理に疑問があるので本人の財産状況を調べています。後見人が裁判所に提出した報告書を見ることはできますか。

報告書を見るためには、裁判所に来庁して記録の閲覧・謄写の申請をしてください。後見等事件は非公開なので、報告書などの記録を閲覧するには裁判官の許可が必要です。許可されない場合には親族であっても見ることはできません。

Q 5 5 私は後見人です。病院から、身元保証人にならなければ入院することはできないといわれました。

平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長書簡（医政医発0427第2号）によれば、「医師法第19条第1号第1項において、『診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。』と定めて」おり、「ここにいう『正当な事由』とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。」としています。

9 居住用不動産処分許可の申立て

* 居住用不動産処分許可申立ての必要書類については各種申立ての「居住用不動産処分許可申立て」を参照してください。

Q 5 6 私は不動産業者です。後見人から相談を受けたのですが、本人の不動産を処分するときの注意事項を教えてください。一般論で結構です。

ご回答できません。後見人から（監督人がいれば監督人から）裁判所に直接問い合わせるよう、後見人に話してください。

Q 5 7 本人は介護施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。

施設利用契約による入所施設から移る場合は不要です。所有権付き高齢者住宅から移る場合、賃貸借契約による入所施設から移る場合は居住用不動産処分許可申立てが必要です。

Q 5 8 親族後見人である私が本人所有の不動産に抵当権をつけてお金を借りたい場合に、何か手続が必要ですか。

その不動産が本人の居住用の不動産であれば、抵当権を設定する場合であっても、居住用不動産処分許可の申立てが必要です。また、後見人の債務を担保するために本人所有の不動産に抵当権を設定することは、後見人と本人の利益が相反する行為になりますから、特別代理人選任の申立ても必要です。

Q 5 9 本人所有の土地建物を売却したいと考えているのですが、買主が見つかるまで売却代金を下げながら様子を見ることになるので、現段階では買主も売却代金も決まっていません。現段階で許可を得ることはできますか。

できません。買主と売却代金が決まった段階で申し立ててください。

Q 6 0 本人所有の土地建物の売却について、民法 8 5 9 条の 3 の家庭裁判所の許可が得られることを停止条件として、売買契約を締結し、その後に居住用不動産処分許可の申立てをする方法をとることはできますか。

特約条項に停止条件を付けることは可能ですが、条件が成就しなかった場合の取り決めについて、本人が不利益を受けないようにしてください。

Q 6 1 申立書を提出してからどのくらいの期間で許可の審判が出ますか。

申立ての内容により期間は異なりますが、おおよそ 1 か月以内には審判されています。ただし、申立ての内容に不備や不足があって補正や補充が必要な場合は、更に補正等に要した日数がかかります。

Q 6 2 建物取壊しの場合に必要な資料を教えてください。

処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要です。）のほか、建物解体費用の見積書のコピー、物件が比較的新しい場合は取壊しの必要性についての説明資料の提出をお願いする場合があります。

Q 6 3 賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。

賃貸借契約の存在が分かる書類を添付していただくことになると思います。個別のケースについては、裁判所にお問い合わせください。

Q 6 4 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は、原本を提出する必要がありますか。

はい。ただし、後見等開始の審判の申立時に提出済みで、その後変動がなければ提出不要です。

10 特別代理人選任の申立て

* 特別代理人選任申立ての必要書類については各種申立ての「本人と後見人等の利益が相反する場合に必要な申立て」を参照してください。

Q 6 5 法定相続分で遺産分割をしようと考えていますが、特別代理人の選任は必要ですか。

後見人と本人がともに相続人である場合には、法定相続分どおり遺産分割する場合であっても、本人のために特別代理人を選任する必要があります。

Q 6 6 特別代理人の候補者が見つからない場合、どうすればいいですか。

裁判所が専門職（司法書士，弁護士など）から特別代理人を選任します。ただし、報酬相当額を裁判所に予納する必要がある場合があります。

Q 6 7 自薦の特別代理人候補者が選任されないことはありますか。選任されないのはどのような場合ですか。

裁判所が、全くの第三者の関与が相当と判断した場合などには、推薦された方が選任されないことがあります。

Q 6 8 特別代理人に対する報酬はいくらくらいですか。どのように算定されますか。

代理行為の内容により裁判所が判断しますので、一概には言えません。
なお、特別代理人に対する報酬は本人の財産から支払われます。

Q 6 9 特別代理人は本人や後見人のように登記されますか。

登記されません。

Q 7 0 どのような行為が利益相反行為に当たりますか。

例えば、後見人と本人が共同相続人である場合の遺産分割や、後見人の債務を担保するために本人の不動産に抵当権を設定することなどが該当します。個別のケースについては、裁判所に相談してください。

11 成年後見人選任（辞任）の申立て

Q 7 1 専門職の後見人や監督人に辞めてもらうにはどうすればよいですか。

専門職後見人や監督人から辞任の申立てがあり、辞任について正当な事由がある場合には裁判所の許可により辞任することが可能です。その場合には、後任の後見人等の選任について併せて検討します。

後見人や監督人に不適切な行為が見られる場合には、解任の申立てをすることができます。その申立てがあったときには、裁判所は後見人等の言い分を聞いた上で審理を行い、解任相当と判断したときは後見人等を解任します。

Q 7 2 私も高齢になってきたので、私の子どもに後見人を引き継ぎたいのですが。どうすればいいでしょうか。

あなたが後見人を辞任することの許可の申立てと、後任の後見人の選任を求める申立てをしてください。選任申立てに際しては、あなたのお子さんを後見人候補者として挙げるすることができます。ただし、後見人は裁判所が職権で選任するので、候補者であるあなたのお子さんが必ず選任されるとは限りません。

Q 7 3 私一人で後見事務を行うのは大変なので、子どもも後見人にして2人で後見事務を行いたいのですが。

その場合は、後見人の（追加）選任の申立てができます。申立ての際に後見人候補者としてあなたのお子さんを挙げるすることができますが、あなたのお子さんが必ず選任されるとは限りません。

12 報酬付与の申立て

Q 7 4 これまで報酬付与の申立てをしていませんでしたが、後見人就任時からの報酬をまとめて申し立てることは可能ですか。

可能です。

Q 7 5 私は以前後見人をしてきた者の相続人です。元後見人が行ってきた事務について報酬を請求したいのですが、それは可能でしょうか。

後見人であった者の相続人も報酬を請求することができます。相続人が報酬付与の申立人として手続をすることになりますので、通常の提出書類のほか戸籍謄本等の後見人の相続人であることが分かる書類を添付してください。また、相続人が複数存在する場合は、できる限り連名で報酬を請求して下さるようお願いいたします。

Q 7 6 後見人等の報酬はいくらくらいですか。

後見人等や監督人に対する報酬は、裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。

具体的には、後見人等や監督人として働いた期間、本人の財産の額や内容、後見人等や監督人の行った事務の内容などを考慮して決定します。一定の目安となるも

のは東京家庭裁判所のウェブサイトを示されており、千葉家庭裁判所においても概ねこの目安に従って報酬額を決めています。

Q 7 7 報酬が高額（低額）で納得できません。この金額になる理由を教えてください。

後見人等の報酬額は、裁判官の裁量判断事項であり、報酬付与審判に対しては即時抗告の申立てもできないので、報酬額の具体的理由についてはお答えしていません。

13 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て

* 回送嘱託の制度については「成年被後見人に宛てた郵便物の回送嘱託の申立て」を参照してください。

Q 7 8 回送嘱託の申立ては必ずしなければなりませんか。

成年後見人がその事務を行うにあたって必要がある場合には申立てをしてください。

本人宛ての郵便物等を成年後見人に回送することは、本人の通信の秘密（憲法 21 条 2 項後段）の制約を伴うものであることから、回送嘱託の必要性は、成年後見人が任意の方法によっては本人宛ての郵便物等の存在及び内容を把握できず、そのことによって後見事務の遂行に支障が生ずるような場合に限り認められるものと解されます。

Q 7 9 回送の対象となる郵便物等はどのようなものですか。

日本郵便株式会社に対する回送嘱託の場合は、郵便法上の「郵便物」が対象です（物品の送付に利用される「ゆうパック」は、郵便法上の「郵便物」に該当しないため、回送の対象から除外されます。）。

日本郵便株式会社以外の信書送達事業者に対する回送嘱託の場合は、民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条 3 項に規定する「信書便物」が対象です。

なお、いずれの場合においても、回送嘱託の審判書中で特に指定された郵便物等（「成年後見人から差し出されたもの」及び「裁判所から別段の指示があるもの」）については、回送の対象から除外されます。

14 後見終了後の事務，死後事務許可の申立て

* 後見終了後の事務については「死亡時」を参照してください。

* 死後事務許可の申立てについては「成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」を参照してください。

Q 8 0 本人の死亡直前の療養費が未払いですが、相続人に引き継ぐ前に後見人が支払った方がいいのでしょうか。

相続財産を整理・清算し、相続人へ相続財産を引き渡すまでの相当と認められる期間内に、後見人が応急の必要があると判断する場合、後見終了時の緊急処分義務（民法874条，654条）を根拠に支払うことができます（成年後見人については、民法873条の2に債務の弁済に関する権限が明記されています。）。

Q 8 1 本人の相続人がいるかどうか不明で、だれに財産を引き継げばいいかわかりません。また、相続人がいても、財産の受け取りを拒否された場合はどうすればいいですか。

相続財産管理人選任の申立て（民法918条2項）をして、その管理人に財産を引き継ぐことが考えられます。

Q 8 2 私は本人の相続人ですが、遺産分割のために本人の財産状況を調べています。後見人等が裁判所に提出した報告書を見ることはできますか。

報告書を見るためには、裁判所に来庁して記録の閲覧の申請をしてください。後見等事件は非公開なので、報告書などの記録を閲覧するには裁判官の許可が必要です。許可されない場合には見ることはできません。

Q 8 3 死後事務の許可の申立ては成年後見人に限られていますが、保佐人や補助人は死後事務を行うことはできないのですか。

死後事務については、後見終了時の応急処分（民法874条，654条）や相続人全員のための事務管理（民法697条）を根拠とした運用がなされていますが、法改正によって死後事務等が明文化された後でも、これらの規定に基づいて死後事務を行うことは否定されません。

Q 8 4 成年後見人であった私は相続人の立場でもありますが、死後事務の許可の申立ては必要ですか。

成年後見人がその事務を行うにあたって必要がある場合には申立てをしてください。

Q 8 5 葬儀費用を本人の預金から支払っていいですか。

原則として、葬儀費用は葬儀の主宰者（喪主）が支払うものです。しかしながら、後見人がやむを得ず葬儀を行わなければならない場合や相続人全員の合意がある場合には、本人の預金からの支払いが認められる可能性があります。

15 未成年後見人選任の申立て

* 未成年後見制度については「未成年後見制度について」を参照してください。

* 申立手続については「申立てから後見等業務の終了まで」を参照してください。

Q 8 6 親権者だった母が亡くなりました。母が残した保険金があり、私は受け取れたのですが、弟は未成年なので後見人が必要と言われました。私が弟の代わりに受け取ることはできませんか。

未成年後見人選任の申立てが必要です。後見人を誰にするかは裁判所の判断によりますが、あなた自身を候補者として申立てをすることができます。あなたが後見人に選任されれば後見人として弟さんに代わって保険金を受け取ることができます。なお、受け取った保険金については、弟さんのために管理する必要があります。

Q 8 7 未成年後見人には、必ず候補者が選任されるのですか。

裁判所では、申立書に記載された未成年後見人候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、候補者が選任されない場合があります。事案によっては、候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職など）を未成年後見人に選任することがあります。

Q 8 8 未成年後見人に選任されると、後見人の個人情報未成年者の戸籍に記載されると聞きました。どのような個人情報が記載されるのですか。

未成年後見人の氏名、本籍及び未成年後見人の戸籍の筆頭者名です。

Q 8 9 甥の後見人になるために未成年後見人選任の申立てをしましたが、私が選ばれない場合があるとされました。それならば手続を止めたいのですが、取り下げることができますか。

未成年後見人選任の申立ては家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。申立人が希望する方が後見人に選任される見込みがないという理由では、申立ての取下げは許可されないと思われます。なお、審判後は申立ての取下げはできません。

Q 9 0 未成年後見人が遺言で指定されていた場合は、どうなりますか。

裁判所の審理を経る必要はありませんが、指定により未成年後見人になった人は戸籍の届出をする必要があります。また、裁判所が選任した未成年後見人と同様、裁判所の監督を受ける場合もあります。

Q 9 1 未成年者の父母が亡くなりました。相続放棄をしたいのですが、未成年者には親権者や後見人がいません。もうすぐ熟慮期間が満了するのですが、期間伸長の申立てが必要でしょうか。

期間伸長の申立てが必要かどうかは、後見事件を担当する裁判所では回答できません。法テラスや弁護士会等の法律相談などの利用をご検討ください。

16 未成年後見と養子縁組

Q 9 2 私は独身ですが、未成年の子どもと養子縁組しました。私が死んだときには、養子の実親の親権が自動的に復活するのですか。

養親が死亡しても実親の親権は自動的に復活しないと考えられます。

Q 9 3 未成年者と未成年後見人の養子縁組を考えていますが、手続について教えてください。

①未成年者が15歳未満か否か、②後見人が未成年者の直系尊属か否か、③監督人が選任されているか否か、によって必要な手続が異なります。①②③を確認して、裁判所に連絡してください。未成年後見人のしおりにも記載されています。

Q 9 4 妹が亡くなりました。妹はシングルマザーとして娘を育てていました。私は独身ですが、妹の娘は小学生で、監護する者が必要なので、私が養子として引き取りたいと思います。どのような手続が必要になりますか。

まず、未成年後見人選任の申立てが必要です。あなたが未成年後見人に選任された場合は1つ上の質問に対する回答と同様です。別の人未成年後見人になった場合には、「未成年の養子縁組の許可」の申立てのほか、その人の承諾を得ることが必要です。

17 未成年後見人の職務

Q 9 5 未成年後見人や監督人に第三者が選任された場合の報酬はどのくらいの金額ですか。

未成年後見人、監督人に対する報酬は、裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、未成年者の財産の中から支払われます。

具体的には、未成年後見人等として働いた期間、未成年者の財産の額や内容、未成年後見人等の行った事務の内容などを考慮して決定します。

Q 9 6 私は未成年者のおばで、未成年後見人になっていますが、私は未成年者の扶養義務者になるのでしょうか。

未成年後見人が必ず扶養義務者になるわけではありません。未成年後見人が未成年者の祖父母や兄弟姉妹の場合には扶養義務者に当たりますが、おじ・お婆の場合には、原則として扶養義務者には当たりません。

Q 9 7 未成年者はすでに就職し、自立しています。それでも未成年者名義の預貯金通帳は後見人が管理しなければいけませんか。

どのような方法を取るかは後見人の裁量判断に委ねられていますが、間接的にせよ後見人が財産を管理できる相当な方法をとる必要があります。

18 任意後見監督人選任の申立て

* 任意後見制度については「任意後見制度について」を参照してください。

* 申立手続については「申立てから後見等業務の終了まで」を参照してください。

Q 9 8 私は本人と任意後見契約を結んでいますが、任意後見人として仕事ができますか。

任意後見契約は、本人の判断能力が低下して監督人が選任されなければその効力を発動することはありません。任意後見監督人が選任される前は任意後見受任者という立場になります。

通常の委任契約をしている場合でも、本人の判断能力が低下した場合には、通常の委任契約に基づく事務処理から、任意後見契約に基づく事務処理へ移行することになりますので、任意後見監督人を選任する必要があります。任意後見監督人選任後は、法務局が発行する登記事項証明書に任意後見監督人の氏名住所が記載されます。

Q 99 本人には法定後見が開始されています。私は任意後見受任者ですが、今から任意後見監督人選任の申立てをすることはできますか。

申立てをすることはできます。

Q 100 現在、任意後見監督人が選任されていますが、これから後見開始の審判の申立てをすることはできますか。

申立権があれば申立てをすることはできます。

19 任意後見人の職務

Q 101 私は任意後見人です。本人の居住用不動産を処分したいのですが、裁判所の許可は必要ですか。

任意後見人が本人の居住用不動産を処分する場合は、裁判所の許可は不要です。任意後見監督人に相談してください。

Q 102 任意後見人の報酬はどのように決まりますか。

任意後見人の報酬の有無や額は、公正証書の内容によって定まります。不明な点があれば、任意後見監督人に確認してください。

以上